

監査公表第 16 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、議会事務局、総務部〔総務課（情報公開室）、財政課、税務課、債権管理課、契約管理課（工事検査室）、情報管理課（IT推進室）〕、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成23年12月20日

敦賀市監査委員	安久彰
同	橋本幸夫
同	宮崎則夫

議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成23年11月18日（金）

2 監査の対象

議会事務局

総務部

総務課（情報公開室）、財政課、税務課、債権管理課、

契約管理課（工事検査室）、情報管理課（IT推進室）

会計課

監査委員事務局

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、公金の運用については、適確で安全な運用は求められるが、日頃から金利の動向には注視し、効率の良い運用に努めていただきたい。

また、工事検査終了後も、各工事所管課と情報連携が取れるよう努めていただきたい。

5 各課等の予算執行状況は別表1～8のとおりである。（別表省略）